

第1号訪問事業 単価一覧表

【訪問型サービス費】

類型	サービス区分			単価（単位）	利用回数の上限
	利用対象	利用頻度・時間			
指定相当訪問型	事業対象者、 要支援１・２	週１回程度・月額		１，１７６単位　／月	—
		週２回程度・月額		２，３４９単位　／月	—
	要支援２	週２回を超える程度		３，７２７単位　／月	—
	事業対象者、 要支援１・２	標準的な内 容の指定相 当訪問型 サービス	４５分未満	２０５単位　／回	—
			４５分以上６０分未満	２７７単位　／回	—
			６０分以上	２８７単位　／回	—
		生活援助 中心	２０分以上４５分未満	１７９単位　／回	上限２,３４９単位／月 (要支援２は上限３,７２７単位／ 上限２,３４９単位／月
			４５分以上	２２０単位　／回	(要支援２は上限３,７２７単位／

加算		単価（単位）	
中山間地域等提供加算		+ 所定単位×5/100 /月	令和7年4月から適用開始
初回加算		+ 200単位 /月	
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	+ 100単位 /月	
	(Ⅱ)	+ 200単位 /月	
口腔連携強化加算		+ 50単位 /月	1月に1回まで
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	+ 所定単位×245/1000 /月	
	(Ⅱ)	+ 所定単位×224/1000 /月	
	(Ⅲ)	+ 所定単位×182/1000 /月	
	(Ⅳ)	+ 所定単位×145/1000 /月	

※「所定単位」は、訪問型サービス費及び初回加算、生活機能向上連携加算、口腔連携強化加算、
同一建物減算により算定した単位数の合計。

減算	減算率	
高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス費の単位数の1/100を減算	
業務継続計画未策定減算	訪問型サービス費の単位数の1/100を減算	令和7年4月から適用開始
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上50人未満にサービスを行う場合	所定単位数×90/100	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	所定単位数×85/100	
事業所において前6月間に提供した指定訪問介護の提供総数 のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたもの	所定単位数×88/100	令和6年11月から適用開始